

三木市の人事行政の運営等の状況について公表します

◆職員の任免

職員の採用・退職の状況 (H23. 4. 1～H24. 3. 31)

職種	人数 (人)	
	採用	退職
行政職	1	26
消防職	—	2
教育職	—	5
技能労務職	—	2
医療技術職	1	2
看護職	33	26
合計	35	63

* 競争試験による



◆給与・定員管理

1. 総括

(1) 経常収支比率の状況 (一般会計決算)

年度	H22	H23	類似団体
経常収支比率	94.1%	92.8%	87.9%
うち人件費の占める割合	26.3%	25.2%	25.2%

(2) 人件費の状況 (一般会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
H23年度	80,646	29,569,097	34,946	5,331,324	18	17.8

(3) 職員給与費の状況 (一般会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当り給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
H23年度	545	2,193,840	637,930	916,375	3,748,145	6,877

2. 給料、初任給等の状況

(1) 一般行政職職員の平均給料月額等

(平成24年4月1日現在)

団体名	三木市
平均年齢(歳・月)	47.0
平均給料月額(円)	338,600

(2) 職員の初任給

(平成24年4月1日現在、単位:円)

区分	一般行政職	技能労務職	消防職	教育職	国の制度	
					一般行政職	技能労務職
高校卒	149,800	149,800	172,200	—	140,100	137,200
大学卒	178,800	—	196,900	191,600	172,200	—

(3) 一般行政職職員の経験年数別、学歴別平均給料月額
(平成24年4月1日現在、単位：円)

区分	経験年数(年)				
	10 ~ 15	15 ~ 20	20 ~ 25	25 ~ 30	30 ~ 35
高校卒	0	291,200	310,100	345,300	365,300
大学卒	266,800	303,400	338,300	363,700	386,700

(4) ラスパイレス指数

(各年4月1日)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
指数	97.5	98.0	98.6	99.5	100.1	93.0	93.1	101.1

(5) 年収の分布

(行政職給料表適用者、全ての会計)

年収区分	H24	
	人数(人)	割合(%)
1,000万円以上	0	0.0
900万円～999万円	7	1.3
800万円～899万円	67	12.6
700万円～799万円	187	35.2
600万円～699万円	135	25.4
500万円～599万円	70	13.2
400万円～499万円	39	7.4
300万円～399万円	14	2.6
300万円未満	12	2.3
合計	531	100.0

※年収には給料のほか、諸手当(超勤手当等)を含む。(平成24年1月～12月分)

※休職中の職員等も含む。

(6) 役職別平均年収

(行政職給料表適用者、全ての会計、単位：万円)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	増減
部長級(8級)	945	901	920	923	885	853	856	857	△ 88
課長・副課長級(7級)	873	860	861	848	825	790	785	773	△ 100
課長補佐・係長級(5～6級)	798	781	779	790	766	740	728	727	△ 71
一般職(1～4級)	605	585	570	583	567	548	559	569	△ 36
全体	741	715	708	711	689	664	665	667	△ 74

*「増減」欄は平成17年と平成24年の比較



(7) 技能労務職の給与等

(平成24年4月1日現在)

区分	公務員				民間			参考
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
三木市	50.6	52	348,933	385,366	—	—	—	—
うち清掃職員	49.4	28	345,656	381,484	廃棄物処理業従事員	44.7	288,200	1.32
うち学校給食員	56.2	3	369,985	389,649	調理師	42.4	247,900	1.57
うち用務員	49.7	10	353,917	395,666	用務員	53.5	206,600	1.92
国	49.7	3,479	285,030	323,181	—	—	—	—

区分	参考: 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
三木市	—	—	—
うち清掃職員	6,300,759	3,989,200	1.58
うち学校給食員	6,483,104	3,330,900	1.95
うち用務員	6,539,005	2,861,400	2.29

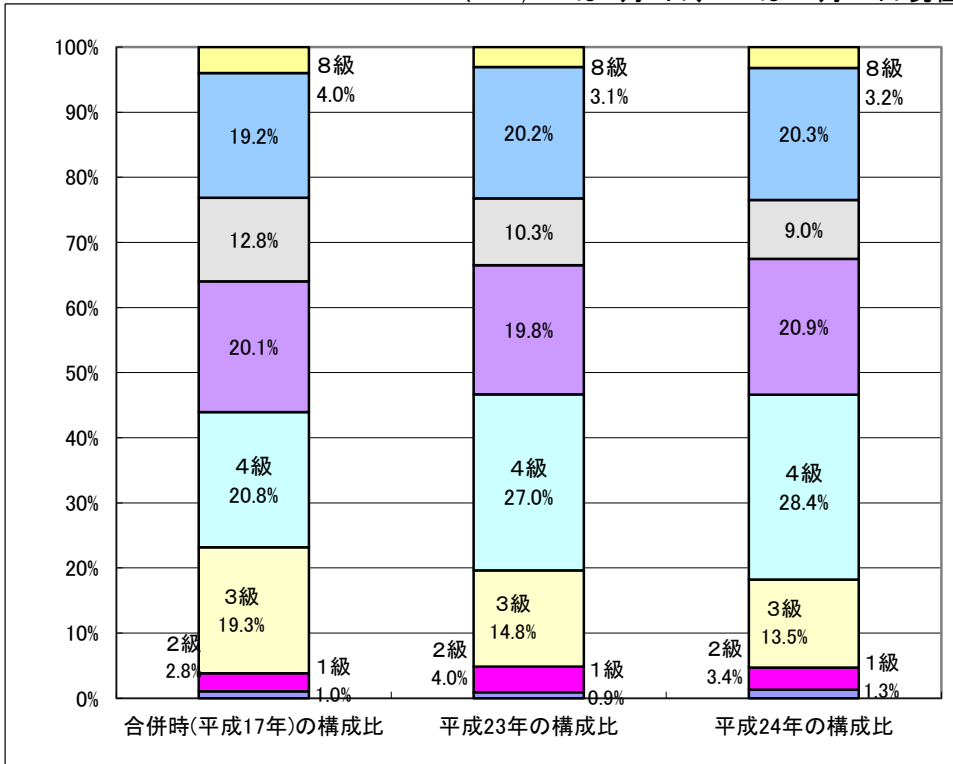
※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(H21～23年の3カ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。



3. 行政職の級別職員構成の状況

(H23,H24は4月1日、H17は10月24日現在)



職務の級の内容

8級 部長等	7級 課長等	6級 課長補佐
5級 係長および主査	4級 主任	3級～1級 一般の職員

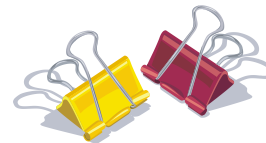
昇給の勤務成績への反映状況

管理職を対象に能力評価、業績評価(目標管理)を実施し、評価結果を昇給に反映しています。

4. 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当 (市長・教育長除く)

三木市 (平成23年度一般会計決算)	
1人当たり平均支給額 (H23年度)	
1,620,680 円	
(H23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
3月分	1.5月分
(加算措置の状況)	
役職に応じた加算を行っています。	



勤勉手当への勤務実績の反映状況

管理職を対象に能力評価、業績評価(目標管理)を実施し、評価結果を勤勉手当に反映しています。

(2) 退職手当(平成24年4月1日現在)

	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		
※ 1人当たり平均支給額	432 万円	2,626 万円

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された退職手当の平均額です。

(3) 地域手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(平成23年度一般会計決算)		70,861 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)		130 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内全域	3 %	520 人	3 %

(4) 特殊勤務手当

支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度一般会計決算)		63,147 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)		40.3 %	
手当の種類(手当数)		12	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
税務手当	市税事務に従事する職員(行政職給料表6級以下の職員)	月額1,500円~2,500円	
交通指導員手当	街頭において交通立番活動に従事する職員	月額2,500円	
消毒手当	感染症予防等のため消毒作業に従事する職員	日額500円	
清掃手当	清掃処理業務に従事する職員	ごみ処理業務	日額550円
		その他の汚物処理作業	日額400円
		班長等	月額6,000円~10,000円
火葬手当	火葬場において火葬の業務に従事する職員	月額5,000円 件数による加算額 1件につき1,000円	
社会福祉業務手当	福祉事務所に勤務する職員で、個別事情に即して助言、指導、支援業務に専ら従事する職員(行政職給料表6級以下の職員)	月額2,500円	
処置手当	行旅病人及び行旅死亡人の処置作業に従事する職員	1件につき1,000円~1,500円	
保育手当	保育所に勤務する保育士で入所児童の保育に従事する職員(行政職給料表6級以下の職員)	月額2,500円	
現場手当	工事の設計及び監督に従事する技術職員(行政職給料表6級以下の職員)	月額2,500円	
特殊自動車運転手当	ブルドーザ、パワーショベル、コンパクタ等の特殊自動車の運転に従事する職員	日額500円	
夜間特殊勤務手当	消防職員のうち交替制勤務を正規の勤務とし、午後10時から翌日午前5時までの間に通信勤務、受付勤務等の深夜勤務に従事する職員	1勤務につき980円	
救急出動手当	救急業務に従事する消防職員	1件につき200円 (救急救命士の資格を有する者は300円)	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成23年度一般会計決算)	247,322 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	583 千円
支給実績(平成22年度一般会計決算)	271,423 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	646 千円

(6) 管理職手当

支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度一般会計決算)	742675 円
支給職員数(平成23年度一般会計決算)	119人
支給職員数の割合	22%

(7) その他の手当(平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (H23年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 その他扶養親族 配偶者のない職員 11,000円 配偶者を有する職員 6,500円 3 満16歳から満22歳までの子1人 につき 5,000円を加算	同		87,138 千円	254,047 円
住居手当	1 借家 9,000円を超える家賃につき、 100円～27,000円 2 自宅 2,000円(新築購入から5年間 は3,500円)	異	(国) 1 家賃12,000円超から支給	20,023 千円	70,504 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃等相当額(55,000 円を限度) 2 自動車等利用者 片道2km以上(2,000円 ～24,500円)	同		35,787 千円	72,886 円



5. 特別職の状況

(1) 特別職の報酬等

(平成24年度)

区分		給料月額等	
報酬等	市長	減額前の月額 980,000 円	減額後の月額 686,000 円 (△30%)
	副市長	830,000 円	664,000 円 (△20%)
	教育長	710,000 円	603,500 円 (△15%)
期末手当等	市長	(支給割合) 4.45月 → 3.12月 (△30%)	
	副市長	4.45月 → 3.56月 (△20%)	
	教育長	4.45月 → 3.78月 (△15%)	

(2) 特別職の年収

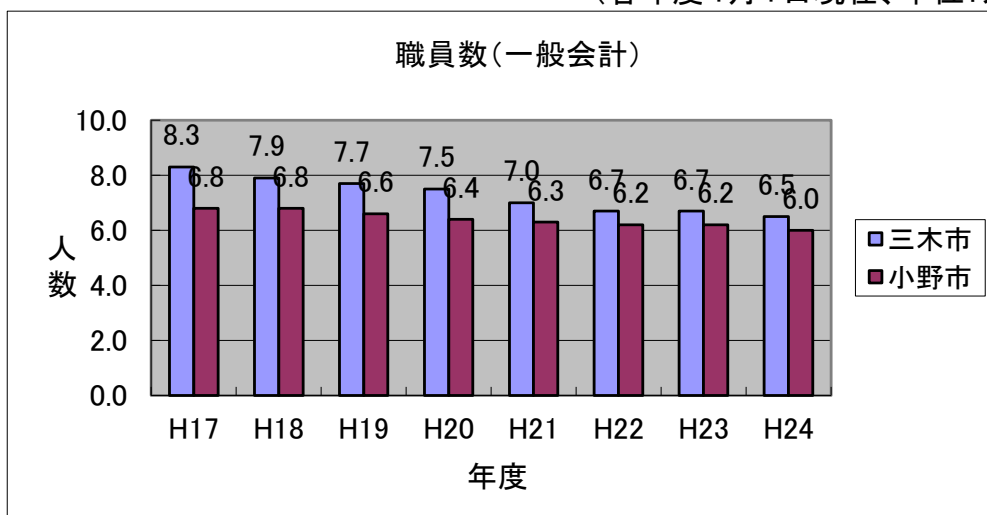
職名	減額内容		年収(万円)	減額(万円)
	給料等	期末手当等		
市長	△30%	△30%	1,678 → 1,174	△504
副市長	△20%	△20%	1,421 → 1,137	△284
教育長	△15%	△15%	1,215 → 1,033	△182
議長	△10%	△10%	951 → 856	△95
副議長	△10%	△10%	821 → 739	△82
議員	△10%	△10%	727 → 654	△73

※それぞれの役職を1年間務めた場合に、実際に個人に支給される金額(税引前)です。

6. 職員数の状況

(1) 人口千人当たりの職員数

(各年度4月1日現在、単位:人)

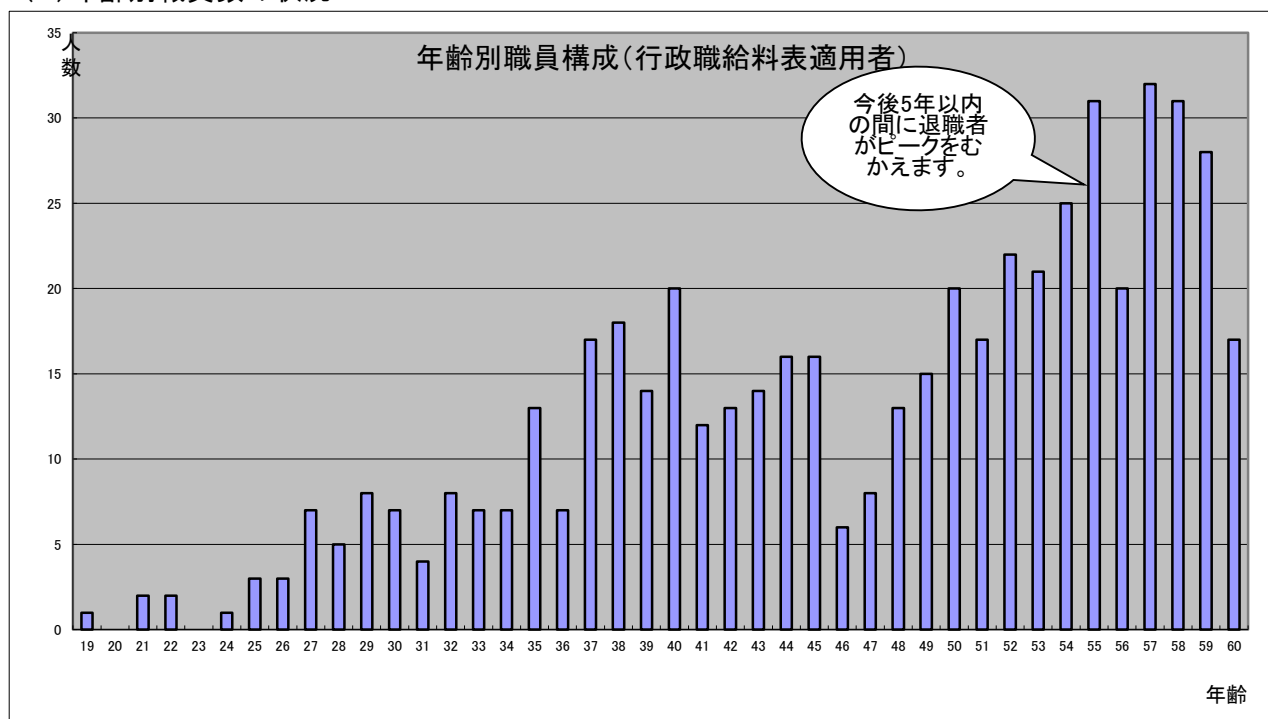


(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分 部門	職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由	
	平成23年	平成24年			
一般行政	議会	5	5	0	
	総務	114	112	△2	事務事業の適正化、広報広聴グループ統合
	税務	30	27	△3	支所業務の適正化、管理・収税業務の適正化
	民生	76	76	0	
	衛生	63	61	△2	支所業務の適正化、清掃事務職の適正化
	労働	1	1	0	
	農水	19	15	△4	支所業務の適正化、農業政策事務の適正化
	商工	13	12	△1	商工振興事務の適正化
	土木	44	41	△3	管理・用地グループの統合、住宅事務の適正化
	計	365	350	△15	
特別行政	教育	89	80	△9	教育一般事務の見直し、幼稚園の統合
	消防	91	91	0	
	計	180	171	△9	
公営企業等	病院	326	328	2	看護師の増
	水道	24	22	△2	経営管理業務の適正化
	下水道	17	15	△2	管理業務の適正化
	その他	30	28	△2	支所業務の適正化、認定事務の適正化
	計	397	393	△4	
総計	942	914	△28		

(注)職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

(3) 年齢別職員数の状況

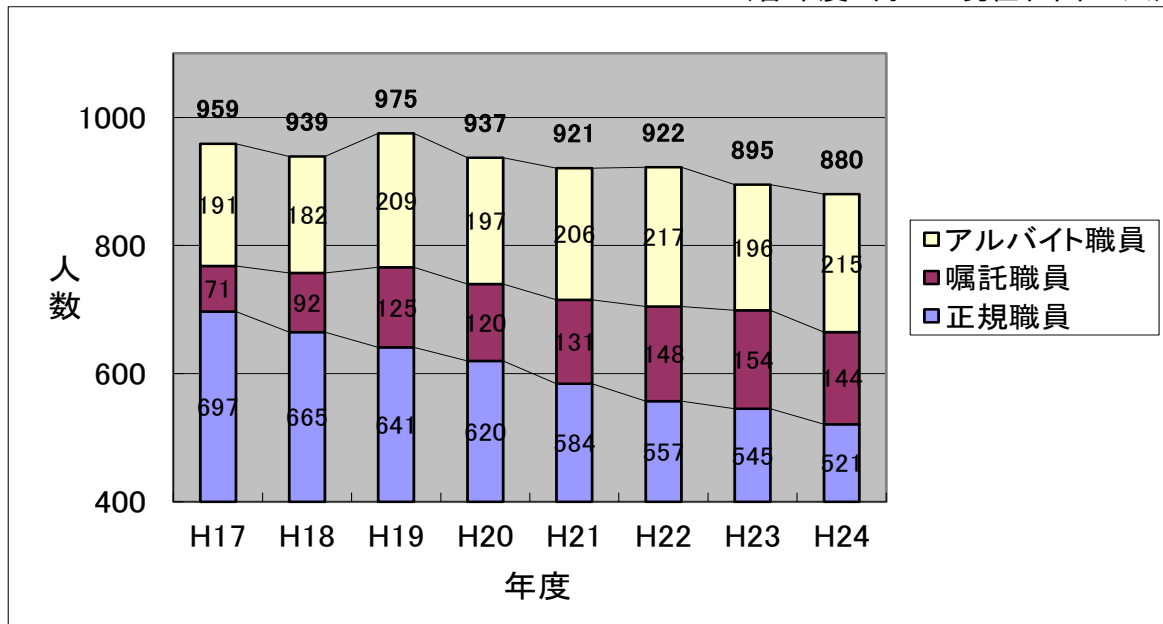


職員数は、平成25年1月1日現在。年齢は、平成25年3月31日現在。消防職、保育士を含む。

7. 正規職員と非常勤職員の状況

(1) 職員数の推移(一般会計)

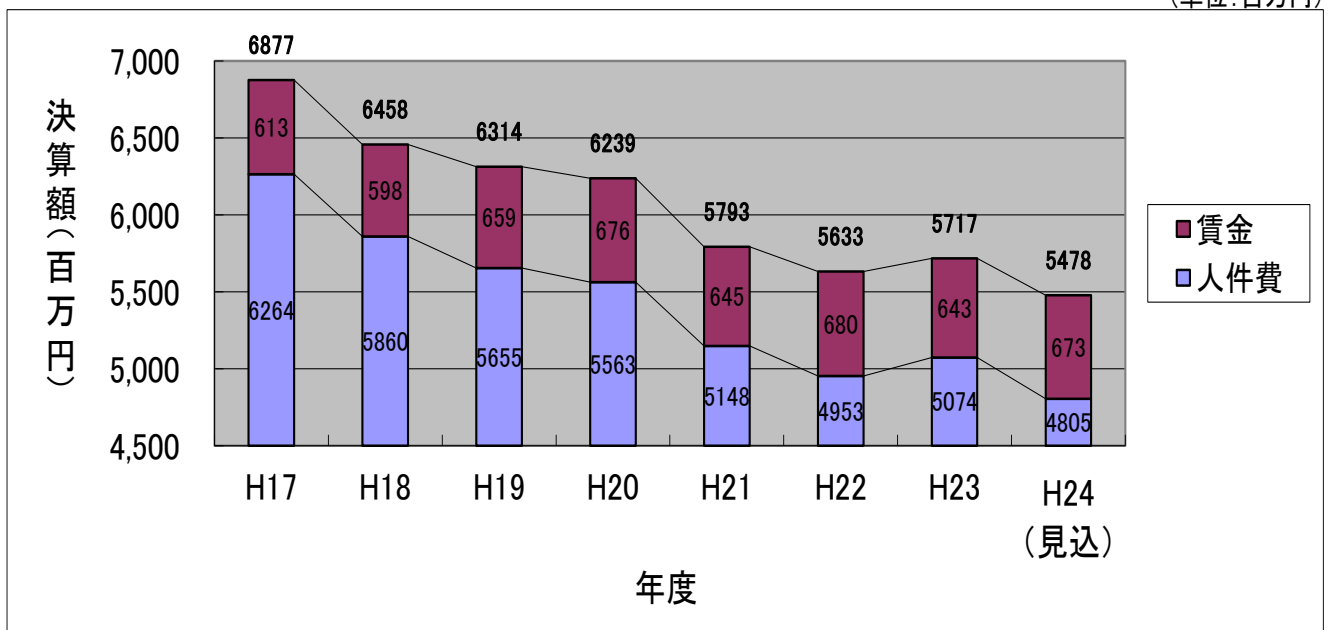
(各年度4月1日現在、単位:人)



- ※ H17の正規職員は、旧吉川町職員を含みます
- ※ 定員管理ベース、派遣職員を含みます。

(2) 決算額の推移(一般会計)

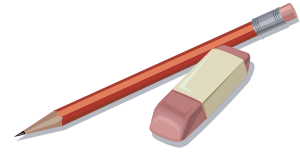
(単位:百万円)



- ※ 人件費:正規職員にかかる給料等の費用
- ※ 賃金:非正規職員にかかる賃金等の費用

◆職員の分限及び懲戒処分

- (1)分限処分者数(H23.4.1～H24.3.31) 12件
- (2)懲戒処分者数(H23.4.1～H24.3.31) 1件



◆職員の休暇

(1) 年次有給休暇の取得状況(H23.1.1～H23.12.31)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数
12,030	3,126	307	10.2

(2) 育児休業の状況(H23.4.1～H24.3.31)

区 分	男性	女性
新たに育児休業を取得した者	0人	13人
前年度から引き続いている者	0人	21人

◆勤務条件に関する措置の要求

(H23.4.1～H24.3.31)

継続件数	措置要求件数
0	0

◆不利益処分に関する不服申立

(H23.4.1～H24.3.31)

継続件数	不服申立件数
0	0



◆職員福利厚生

地方公共団体は地方公務員法により、職員の福利厚生の計画を立て、実施することが義務付けられています。三木市においても「三木市職員互助会」を設置し、下記の事業を実施しています。

(1)職員互助会の状況

(平成24年度)

給付事業	弔慰金、結婚祝金、餞別金、罹災見舞金、傷病見舞金、遺児等奨学資金
貸付事業	会員が臨時に資金を必要とする場合で、給料月額3ヶ月以内(最高限度75万円)
厚生事業	クラブ奨励、課内厚生事業補助、バス旅行、ボウリング大会、物資の購買斡旋

◆職員研修

市町村は必要な行政改革の推進を図りつつも、サービス水準の維持や質の向上を図っていく必要があります。

そのために、公務員倫理や人権感覚の涵養、あるいは接遇向上を図ることはもとより、職員一人ひとりの資質や能力を高め、市民満足度の高い行政サービスをめざし職員研修を実施しています。

(1)職員研修の状況

(平成23年度)

研修課程	研修対象者	受講者数	備考
基本研修	採用予定者通信研修	平成24年度新規採用予定職員	29
	新任職員研修(前期)	平成23年度新規採用職員	33
	新任職員研修(後期)	平成23年度新規採用職員(行政職・嘱託員)	16
	人権研修	全職員(同和問題)	432
		新任職員・前期	33
		新任職員・後期(行政職・嘱託員)	16
		新任職員・後期(医療職)	34
		人権研修推進員	40
職場内人権研修	1000		
特別研修	メンタルヘルス研修	管理職・一般職	77
	ワークライフバランス研修	各所属代表	63
派遣研修	国際文化アカデミー	実務担当職員等	3 3コース
	兵庫県自治研修所	実務担当職員等	28 13コース
	播磨内陸広域行政協議会	実務担当職員等	39 12コース
	兵庫県	実務担当職員等	19 11コース
	兵庫県消防学校	実務担当職員等	9 8コース
	日本経営協会	実務担当職員等	10 9コース
	その他	実務担当職員等	31 24コース